

# 令和 8 年度 大津市測量及び建設コンサルタント等 入札参加資格審査申請について

大津市総務部契約検査課

大津市が発注する測量及び建設コンサルタント等の入札に参加を希望される方は、「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」に基づくほか、以下の内容にご留意いただくとともに「大津市入札参加申請要領（測量及び建設コンサルタント等）」に基づき申請手続きを行ってください。

大津市への入札参加資格審査申請の対象となるのは、滋賀県市町競争入札参加資格審査申請システムの「個別情報登録」において「大津市」を選択し、受付期間中に入力及び滋賀県と大津市へ必要書類の提出を完了された者に限りますので、ご注意ください。

## 1 受付期間

- (1) 滋賀県市町競争入札参加資格審査申請システムの入力受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 12 月 19 日（金）

- (2) 確認書類の提出受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 12 月 24 日（水）※<sup>1</sup>

※ 1：確認書類を郵送される場合は当日消印有効とします。

※ 1：(1)の入力受付期間内に入力が完了していない場合は、確認書類を提出されても大津市への入札参加資格審査申請の対象といたしません。

## 2 資格の有効期間

- (1) 大津市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）

1 年間有効：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

- (2) 大津市外に本店を有する業者（以下「市外業者」という。）

1 年間有効：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日※<sup>2</sup>

※ 2：市外業者の方で令和 7 年度向けに申請いただいた場合、その資格が 2 年度において有効となるため申請は不要です。

## 3 大津市個別書類の提出方法

大津市個別書類の提出は、クリアファイルに入れて郵送若しくは大津市総務部契約検査課へ直接提出してください。（フラットファイルに綴じる必要はありません。）

郵送される場合は、送付の記録が確認できる方法（例：簡易書留、特定記録、レターパック）を利用し、「10 お問い合わせ及び書類提出先」へ送付するとともに、大津市の審査が完了する令和 8 年 3 月 31 日まで郵便局が発行する「受領証（お客様控）」を保管してください。

なお、大津市と滋賀県ではそれぞれ提出先が異なります。大津市へ提出すべき書類を滋賀県へ提出された場合は、大津市の審査ができませんので送付先にご注意ください。

#### 4 入札参加希望業種

『別表1 市内業者用』及び『別表2 市外業者用』に掲げる入札参加希望業種欄のうち、市内業者は3業種以内（1業者3業種まで）、市外業者は2業種以内（1業者2業種まで）とします。

ただし、市外業者についてのみ、建設コンサルタントまたは補償コンサルタントを希望される場合は、1登録部門で1希望（次項(2)-ウ参照）となりますのでご注意ください。

参加希望業種ごとに、調査一般、設備設計を除き、対応する資格を有している者を1名以上配置する必要があります。

なお、**建設工事と測量及び建設コンサルタント等の両方を希望する場合は、次の条件とします。**

**市内業者** 1業者につき最大3業種まで

例：建設工事＝1業種 ・ 測量及び建設コンサルタント等＝2業種

**市外業者** 1業者につき最大2業種まで

例：建設工事＝1業種 ・ 測量及び建設コンサルタント等＝1業種

#### 5 大津市への個別情報登録について

##### (1) 業者番号

令和7年度に登録されている場合は、大津市ホームページ内「競争入札参加有資格者一覧」に掲載している業者番号を入力してください。**初めて登録される方は「代表の電話番号（市外局番を含むハイフンを除いた番号）」を入力してください。**

大津市ホームページ：事業者向け>入札・契約>入札・契約（契約検査課）>10 建設工事等の登録業者一覧

##### (2) 許可（登録）業種と希望業種・順位

大津市の場合は、入力方法等が滋賀県と異なりますので、アからウを参考に入力を行ってください。市内業者と市外業者でも取り扱いが一部異なりますので、ご注意ください。

##### ア 許可（登録）業種／市内業者・市外業者共通

入札参加希望の有無にかかわらず、登録を受けている業種全てについて「希望有無」欄に「有」としてを入力してください。

##### イ 市内業者の希望業種及び順位

大津市への入札参加希望については「希望順位」への入力により行います。

市内業者は3業種以内（1業者3業種まで）ですので、1位から3位までの間で入力を行ってください。

##### ウ 市外業者の希望業種及び順位

市内業者と同じく大津市への入札参加希望については「希望順位」への入力により行います。

市外業者は2業種以内（1業者2業種まで）ですので、1位から2位までの間で入力を行うこととなりますが、建設コンサルタントまたは補償コンサルタントを希望される場合は、1登録部門で1希望となります。

しかし、個別情報登録において部門を選択する機能がないため、建設コンサルタントまたは補償コンサルタントを希望される場合であって、同一業種で登録部門違いの2部門を1位・2位として希望される場合は、1業種のみ「1位」と入力してください。

建設コンサルタントから1部門、補償コンサルタントから1部門として1位・2位を希望される場合は、各々に順位を入力してください。

例：測量を1位、建設コンサルタントから1部門を選択し2位として希望する場合

- 測量に1位、建設コンサルタントに2位を入力  
建設コンサルタントの中で2部門を1位・2位として希望する場合
- 建設コンサルタントに1位とだけ入力  
建設コンサルタントから1部門、補償コンサルタントから1部門を選択し1位・2位として希望する場合
- 建設コンサルタント、補償コンサルタント各々に順位を入力

(3) コンサルタント業務の登録部門及び市外業者の希望順位確認

個別情報登録において部門を選択する機能がないため、別途、「登録部門確認表」の提出をお願いします。加えて、市外業者については希望順位についても「登録部門確認表」に記載してください。

6 技術職員の登録条件

技術職員1名に対し、登録できる入札参加希望業種の数に制限はありません。

7 年度途中の随時受付及び希望業種の追加・変更

年度途中における入札参加資格審査申請の随時受付は行いません。

また、年度途中における入札参加希望業種の追加、変更は認めませんが、削除、取下げは認めます。

8 登録通知について

登録通知等の発行はいたしませんのでご了承ください。

ただし、令和8年4月1日（水）以降に登録業者一覧として「競争入札参加有資格者一覧」を大津市ホームページに掲載しますので、その掲載をもって登録の通知とさせていただきます。

万が一、書類不備等で登録できない場合につきましては令和7年度中に連絡の上、書類一式を返却します。

9 その他

- (1) 滋賀県市町競争入札参加資格審査申請システムを通じて登録された個人情報の利用目的は、入札参加業者の選定及び配置技術者の確認のためのものであり、この情報を目的以外に利用することはありません。

ただし、申請に基づき作成した「競争入札参加有資格者一覧」を令和8年4月10日（金）以降に大津市ホームページ、契約検査課窓口、市政情報課窓口にて公表します。公表内容は、希望業種、商号、名称、所在地、電話番号です。

また、受理した書類等は返却いたしませんので、必要に応じて控えを作成してください。

- (2) 電子入札システムで表示できる文字について制限があるため、JIS 第一水準及び第二水準までの文字で申請してください。表示不可の文字は予告無しにこちらで置換えをさせていただきます。

- (3) 大津市企業局へは、管布設工事（水道・ガス）及び建設コンサルタント（上水道及び工業用水道・下水道）の業種に関する入札参加に対して、別途提出書類が必要となります。詳しくは大津市企業局契約管財課（TEL：077-528-2614/直通）までお問い合わせください。

- (4) 入札の指名については、同種実績等を総合的に考慮し選定しますので、入札参加申請をされても指名されないことがあります。詳細については、契約検査課まで確認してください。

- (5) 契約検査課が公告、発注する測量及び建設コンサルタント等の入札に参加しようとする場合は、電子入札システムへの登録が別途必要です。電子入札システムに利用者登録の無い場合は、原則として入札には参加できません（指名競争入札の場合は、原則、指名しません）。
- (6) 新規登録の方の業者番号につきましては、第8項の「競争入札参加有資格者一覧」にて通知します。電子入札システムへの登録につきましては、令和8年4月10日（金）以降に可能となる予定です。
- (7) 申請内容または提出書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。

10 お問い合わせ及び書類提出先

大津市総務部契約検査課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号 TEL : 077-528-2720（直通） FAX : 077-521-0419

# 大津市入札参加申請要領（測量及び建設コンサルタント等）

入札参加申請者は、次の条件を具備していることとする。

1. 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

2. 次の希望業種については、次に掲げる条件を満たし、現に営んでいること。

(1) 測量については申請時点で測量法による登録業者であること。

(2) 建築士事務所については申請時点で建築士法の規定による登録業者であること。

ただし、市外業者については委任先も建築士法の規定による登録があること。

(3) 建設コンサルタントについては申請時点で国土交通省建設コンサルタント登録規程による登録業者であること。

ただし、市内業者については登録以外であっても次の条件を満たす技術者を有する場合は可とする。

## 市内業者特例

希望部門に係る次の経歴を持つ専任技術者を有すること。

（同一の希望部門に複数の技術者がいる場合はその人数分の経歴書を作成し提出すること。）

ア 大学（短大、高等専門学校を含む。）で関係学科卒の者……………12年以上

イ 大学（短大、高等専門学校を含む。）で関係学科卒でない者……………14年以上

ウ 高校で関係学科卒の者……………14年以上

エ 高校で関係学科卒でない者……………16年以上

(4) 補償コンサルタントについては申請時点で国土交通省補償コンサルタント登録規程による登録業者であること。

(5) 地質調査については申請時点で国土交通省地質調査業者登録規程による登録業者であること。

3. 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

## 確認方法

社会保険の加入状況については、「社会保険等適用申出書」により確認する。

ア 健康保険、厚生年金保険

健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、納入告知書 納付書・領収証書の写し等（ハガキ等可）を添付して提出のこと。（全て直近のもの、写し可。金額、個人名等は黒塗り等可。）

イ 雇用保険

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）、納付書・領収証書の写し（ハガキ等可）、労働保険概算・確定保険料申告書の控え（受付印があるもの）、事業所別被保険者台帳照会（3か月以内のもの）など

4. 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していない者

5. 下記のいずれにも該当しない者

- (1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

別表1  
 〈市内業者用〉

入札参加希望業種

	入札参加業種	業務の例示
測 量 ・ コ ン サ ル タ ン ト 等	地質調査	地質調査登録に規定する業務
	測 量	測量法に規定する業務
	建築士事務所	建築士法に規定する業務
	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録に規定する業務
	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録に規定する業務
	設備設計	建築設備設計業務
	調査一般	上記以外のもので、建設工事に関連する調査ほか

市内業者は、1業者3業種まで希望できます。  
 建設工事も同時に希望する場合は、建設工事と測量及び建設コンサルタント等を合わせて3業種まで希望できます。

## 別表 2

〈市外業者用〉

## 入札参加希望業種

	入札参加業種	業務の例示
測量・コンサルタント等	地質調査	地質調査登録に規定する業務
	測 量	測量法に規定する業務
	建築士事務所	建築士法に規定する業務
	建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）	建設コンサルタント登録に規定する業務
	建設コンサルタント（港湾及び空港）	
	建設コンサルタント（電力土木）	
	建設コンサルタント（道路）	
	建設コンサルタント（鉄道）	
	建設コンサルタント（上水道及び工業用水道）	
	建設コンサルタント（下水道）	
	建設コンサルタント（農業土木）	
	建設コンサルタント（森林土木）	
	建設コンサルタント（水産土木）	
	建設コンサルタント（廃棄物）	
	建設コンサルタント（造園）	
	建設コンサルタント（都市計画及び地方計画）	
	建設コンサルタント（地質）	
	建設コンサルタント（土質及び基礎）	
	建設コンサルタント（鋼構造及びコンクリート）	
	建設コンサルタント（トンネル）	
	建設コンサルタント（施工計画、施工設備及び積算）	
	建設コンサルタント（建設環境）	
	建設コンサルタント（機械）	
	建設コンサルタント（電気電子）	
	補償コンサルタント（土地調査）	補償コンサルタント登録に規定する業務
	補償コンサルタント（土地評価）	
	補償コンサルタント（物件）	
	補償コンサルタント（機械工作物）	
	補償コンサルタント（営業補償、特殊補償）	
	補償コンサルタント（事業損失）	
補償コンサルタント（補償関連）		
補償コンサルタント（総合補償）		
設備設計	建築設備設計業務	
調査一般	上記以外のもので、建設工事に関連する調査ほか	

1 業者 2 業種まで希望できます。

建設工事も同時に希望する場合は、建設工事と測量及び建設コンサルタント等を合わせて 2 業種まで希望できます。